

議員提出議案第 12 号

「本庁舎喫煙所整備工事の凍結を求める」決議

上記の議案を、地方自治法第 112 条及び琴浦町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 9 月 18 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	大 平 高 志
賛成者	同	金 光 敦

令和 8 年 月 日

琴浦町議会議長 前 田 智 章

【要旨】

本庁舎敷地内への喫煙所整備については、町民から反対意見が多数寄せられているほか、本町が推進する禁煙・健康増進施策との整合性についても、十分な合意形成が図られているとは言い難い状況にある。町民の信頼を確保するためには、工事を一旦凍結し、町民に対して十分な説明を行い、理解を得た上で、改めて整備の是非を検討する必要がある。

よって、本決議を提案するものである。

本庁舎喫煙所整備工事の凍結を求める決議（案）

令和 8 年 3 月定例会において提出された、役場本庁舎敷地内喫煙スペース設置予算を減額する「令和 8 年度琴浦町一般会計予算に対する修正動議」は否決され、現在、町民の健康増進を牽引すべき本庁舎敷地内において喫煙所の整備が進められている。

しかしながら、本定例会には当該設置に反対する陳情が複数提出されているほか、本年 7 月 22 日の議会月例報告会においても、「町民の声」として整備への反対意見が多数寄せられたことが公表されている。

世界保健機関（WHO）は昭和 45 年、たばこ対策に関する初の決議を採択し、平成元年には毎年 5 月 31 日を「世界禁煙デー」と定め、世界的な禁煙運動を推進してきた。本町においてもこれに呼応した普及啓発活動を展開するとともに、「第 4 期琴浦町健康計画」に禁煙推進を明確に位置付け、取り組みを重ねてきた経緯がある。

こうした状況を踏まえ、前田議長に対し「議員が率先して禁煙すべきではないか」との公開質問状をもって問うたところ、8 月 10 日付の別添回答において「WHO の理念、本町の禁煙推進の理念に賛同する」旨の、至極当然の意向が示された。そうであるならば、本議会としても、世界的な禁煙の潮流及び本町が掲げてきた健康政策と本庁舎喫煙所整備工事との整合性について、真摯かつ厳粛に再検討を重ねるべきである。

以上のとおり、町民から喫煙スペース設置に対し強い懸念と反対の声が示される中、工事を強行することは、行政に対する町民の信頼を損なうおそれがある。

よって、本議会は、本庁舎における喫煙所整備事業について、町民の広範な理解と納得が得られるまでの間、その整備工事を速やかに凍結するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

別添

議 第 1 5 6 号
令和8年8月10日

琴浦町議会議員 大平 高志 様

琴浦町議会議長 前田 智章



本庁舎特定屋外喫煙場所設置及び管理規程に「議員を対象に含め、指導等を規定する」ことに関する公開質問状に対する回答書

令和8年7月26日付「公開質問状」について、下記のとおり回答します。

記

1 第1、第2に対する回答

町長が管理する施設での施設利用にあたっては、議員も一利用者として利用するものと理解しており、施設管理者の定めるルールにしたがって利用するものと理解しております。

ただし、要綱にある「指導等」の内容により、それが議会議員の身分・規律に関わる場合や議員活動の制約などになるものである場合は、ご指摘のとおり権限逸脱の懸念もあります。このことについては、月例報告会での貴殿ご指摘を受け、法的整理も含め、現在町長部局にて精査中であると認識しております。

2 第3に対する回答

①要綱については、上記のとおり現在町長部局で精査中との認識であるため、抗議、是正は求めておりません。

②WHOの理念、本町の禁煙推進の理念には賛同します。